

各都道府県の長（別記参照） 殿

水産庁長官

「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の運用について」の一部改正について

第213回国会において成立した漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第66号）については、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和6年政令第401号）及び漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（令和7年農林水産省令第24号）と併せて、令和8年4月1日から施行されることとなった。

このため、これらの法令の内容を踏まえ、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の運用について」（令和4年5月25日付け4水漁第353号水産庁長官通知）を別紙のとおり一部改正することとしたので、御了知の上、業務の適正な執行に御配慮願うとともに、貴管下関係者に周知徹底を図る等遺漏ないように措置されたい。

#### 別記

北海道知事	青森県知事	岩手県知事	宮城県知事
秋田県知事	山形県知事	福島県知事	茨城県知事
栃木県知事	群馬県知事	埼玉県知事	千葉県知事
東京都知事	神奈川県知事	新潟県知事	富山県知事
石川県知事	福井県知事	山梨県知事	長野県知事
岐阜県知事	静岡県知事	愛知県知事	三重県知事
滋賀県知事	京都府知事	大阪府知事	兵庫県知事
奈良県知事	和歌山県知事	鳥取県知事	島根県知事
岡山県知事	広島県知事	山口県知事	徳島県知事
香川県知事	愛媛県知事	高知県知事	福岡県知事
佐賀県知事	長崎県知事	熊本県知事	大分県知事
宮崎県知事	鹿児島県知事	沖縄県知事	

別紙

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の運用について(令和4年5月25日付け4水漁第353号水産庁長官通知)  
の一部改正新旧対照表

(二重下線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p><u>特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号。以下「法」という。）の運用については、法、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令（令和4年政令第18号。以下「施行令」という。）及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第39号。以下「施行規則」という。）に規定するもののほか、この通知に定めるところによるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第1 <u>特定第一種第一号水産動植物</u>の採捕の事業を行う者の届出及び変更届出に係る様式（法第3条関係）  <u>特定第一種第一号水産動植物</u>の採捕の事業を行う者の届出（法第3条第1項）及び変更（廃止を含む。）の届出（法第3条第3項）に係る様式は、それぞれ、別記様式1及び様式2のとおりとする。</p> <p>第2 <u>特定第一種第一号水産動植物</u>の採捕の事業を行う者の届出及び変更届出に係る農林水産大臣等への報告等に係る様式（施行令第2条第3項及び第4項関係）  1. 都道府県知事は、施行令第2条第3項により、<u>同条第1項第1号又は第2号に掲げる事務</u>を行った場合であって、当該都道府県知事の通知を受けた地域届出採捕者の<u>特定第一種第一号水産動植物等</u>の譲渡しの事業に係る主たる事務所又は工場、店舗、事業所若しくは倉庫が当該都道府県以外の都道府県の区域内にあるときは、当該都道府県知事が農林水産大臣</p>	<p>第1 <u>特定第一種水産動植物</u>の採捕の事業を行う者の届出及び変更届出に係る様式（法第3条関係）  <u>特定第一種水産動植物</u>の採捕の事業を行う者の届出（法第3条第1項）及び変更（廃止を含む。）の届出（法第3条第3項）に係る様式は、それぞれ、別記様式1及び様式2のとおりとする。</p> <p>第2 <u>特定第一種水産動植物</u>の採捕の事業を行う者の届出及び変更届出に係る農林水産大臣等への報告等に係る様式（施行令第3項及び第4項関係）  1. 都道府県知事は、施行令第3項により、<u>施行令第1項第1号又は第2号に掲げる事務</u>を行った場合であって、当該都道府県知事の通知を受けた地域届出採捕者の<u>特定第一種水産動植物等</u>の譲渡しの事業に係る主たる事務所又は工場、店舗、事業所若しくは倉庫が当該都道府県以外の都道府県の区域内にあるときは、当該都道府県知事が農林水産大臣又は他の都</p>

又は他の都道府県知事に対してその内容を報告することとされているところ、施行令第2条第1項第1号又は第2号に掲げる事務を行った場合の報告は、それぞれ、別記様式3又は様式4によるものとする。

2. 農林水産大臣は、施行令第2条第4項により、法第3条第1項から第3項までに掲げる事務を行った場合であつて、農林水産大臣の通知を受けた届出採捕者の特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しの事業に係る主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が一の都道府県の区域内のみにあるときは、当該都道府県知事に対してその内容を通知することとされているところ、当該通知は、別記様式5又は様式6によるものとする。

### 第3 届出採捕者による情報の伝達（法第4条関係）

法第4条に規定する漁獲番号のうち、施行規則第10条第3号の譲渡し又は引渡しをする特定第一種第一号水産動植物等のロットの別等を区別するために表示した3桁の番号は、取引実態等に応じ届出採捕者が附番するものであるが、漁獲物の識別や追跡の可能性その他管理の徹底に必要な観点を踏まえ、取り扱う特定第一種第一号水産動植物等の種類を分けて附番するものとする。

### 第4 特定第一種水産動植物等取扱事業者間における特定第一種第一号水産動植物等に関する情報の伝達（法第5条関係）

1. 法第5条第2項に規定する荷口番号のうち、施行規則第15条第3号の譲渡し又は引渡しをする特定第一種第一号水産動植物等のロットの別等を区別するために表示した3桁の番号は、取引実態等に応じ特定第一種水産動植物等取扱事業者が

道府県知事に対してその内容を報告することとされているところ、施行令第1項第1号又は第2号に掲げる事務を行った場合の報告は、それぞれ、別記様式3又は様式4によるものとする。

2. 農林水産大臣は、施行令第4項により、法第3条第1項から第3項までに掲げる事務を行った場合であつて、農林水産大臣の通知を受けた届出採捕者の特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業に係る主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が一の都道府県の区域内のみにあるときは、当該都道府県知事に対してその内容を通知することとされているところ、当該通知は、別記様式5又は様式6によるものとする。

### 第3 届出採捕者による情報の伝達（法第4条関係）

法第4条に規定する漁獲番号のうち、施行規則第10条第3号の譲渡しをする特定第一種水産動植物等のロットの別等を区別するために表示した3桁の番号は、取引実態等に応じ届出採捕者が附番するものであるが、漁獲物の識別や追跡の可能性その他管理の徹底に必要な観点を踏まえ、取り扱う特定第一種水産動植物等の種類を分けて附番するものとする。

### 第4 特定第一種水産動植物等取扱事業者間における情報の伝達（法第5条関係）

1. 法第5条第2項に規定する荷口番号のうち、施行規則第15条第3号の譲渡し又は引渡しをする特定第一種水産動植物等のロットの別等を区別するために表示した3桁の番号は、取引実態等に応じ特定第一種水産動植物等取扱事業者が附番す

附番するものであるが、漁獲物の識別や追跡の可能性その他管理の徹底に必要な観点を踏まえ、取り扱う特定第一種第一号水産動植物等の種類を分けて附番するものとする。

2. 輸入・養殖特定第一種第一号水産動植物等については、法第5条第4項の規定により適用する同条第1項の規定に基づき、特定第一種水産動植物等取扱事業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲り受け、又は引き受けた輸入・養殖特定第一種第一号水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡し又は引渡しをするときは、同項の規定による方法により、当該特定第一種第一号水産動植物等の名称、輸入・養殖特定第一種第一号水産動植物等である旨その他施行規則第14条各号で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならないことについて、留意されたい。

#### 第5 特定第一種第一号水産動植物等に関する取引記録の作成及び保存（法第6条関係）

1. 法第3条第1項の規定による届出を行うことができる団体は、当該団体に所属する特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者であって、自らが採捕した特定第一種第一号水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするものに代わって、これらの特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しの事業を行うものであるため、「届出採捕者が第3条第1項に規定する団体である場合において当該団体に所属する者が当

るものであるが、漁獲物の識別や追跡の可能性その他管理の徹底に必要な観点を踏まえ、取り扱う特定第一種水産動植物等の種類を分けて附番するものとする。

2. 法第5条第4項に規定する輸入され、若しくは養殖された特定第一種水産動植物（国内において採捕された特定水産動植物を用いて養殖されたものを除く。）又はこれらを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等（以下「輸入・養殖水産動植物等」という。）については、同項の規定により適用する同条第1項の規定に基づき、特定第一種水産動植物等取扱事業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲り受けた輸入・養殖水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡し又は引渡しをするときは、同条第1項の規定による方法により、当該特定第一種水産動植物等の名称、輸入・養殖水産動植物等である旨その他施行規則第14条各号で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならないことについて、留意されたい。

#### 第5 取引記録の作成及び保存（法第6条関係）

1. 法第3条第1項の規定による届出を行うことができる団体は、当該団体に所属する特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者であって自らが採捕した特定第一種水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするものに代わって、これらの特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行うものであるため、「届出採捕者が第3条第1項に規定する団体である場合において当該団体に所属する者が当該届出に係る特定第一種水産

該届出に係る特定第一種第一号水産動植物等の譲渡し等をした場合」(法第6条第1項ただし書)については、「届出採捕者が第3条第1項に規定する団体である場合において当該団体に所属する者が当該団体に対して当該届出に係る特定第一種第一号水産動植物等の譲渡し等をした場合」であることに留意されたい。

2. (略)

第6 特定第一種第二号水産動植物採捕事業者による情報の伝達  
(法第7条関係)

1. 特定第一種第二号水産動植物採捕事業者は、法第7条第1項により、自らが採捕した特定第一種第二号水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種第二号水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡し又は引渡しをするときは、これらの特定第一種第二号水産動植物等(加工品にあつては、その原材料である特定第一種第二号水産動植物)の採捕に使用した船舶等の名称その他の同項で定める事項を伝達することとされているが、漁業法(昭和24年法律第267号)第57条第1項の許可を受けた者、同法第69条第1項の免許を受けた者(同法第88条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の許可を受けた者を含む。)、当該免許に係る団体漁業権を有する漁業協同組合の組合員又は当該団体漁業権を有する漁業協同組合連合会の会員たる漁業協同組合の組合員が同法第60条第3項に規定する定置漁業又は漁具を定置して営む漁業であつて定置漁業以外のものを営む場合にあつては、当該船舶等の名称に代えて、その許可若しくは免許を受けた者又は当該組合員の氏名若しくは名称又は許可番号若しくは免許番号を伝達するこ

動植物等の譲渡し等をした場合」(法第6条第1項ただし書)については、「届出採捕者が第3条第1項に規定する団体である場合において当該団体に所属する者が当該団体に対して当該届出に係る特定第一種水産動植物等の譲渡し等をした場合」であることに留意されたい。

2. (略)

(新設)

ととする。

2. 法第7条第2項及び施行規則第24条の規定により、特定第一種第二号水産動植物採捕事業者が、スマートフォン等で伝達すべき事項を閲覧することができるウェブページの二次元コード等又は伝達すべき事項を照会することができる個体ごとの識別番号・記号（以下「識別番号等」という。）が記載されたタグ等を、譲渡し又は引渡しをする特定第一種第二号水産動植物等に取り付け、又は貼り付け、かつ、伝達すべき事項を知ることができる方法を相手方に伝達したときは、法第7条第1項の規定による伝達をしたものとみなすことができる。この場合において、当該特定第一種第二号水産動植物採捕事業者は、相手方に確実に情報を伝達するため、移送中等にタグ等が容易に脱落しない方法等により魚体に取り付け、又は貼り付ける必要があることに留意されたい。

第7 特定第一種水産動植物等取扱事業者間における特定第一種第二号水産動植物等に関する情報の伝達（法第8条関係）

（新設）

1. 輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等については、法第8条第2項の規定により適用する同条第1項の規定に基づき、特定第一種水産動植物等取扱事業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲り受け、又は引き受けた輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡し又は引渡しをするときは、同項の規定による方法により、当該特定第一種第二号水産動植物等の名称、輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等である旨その他施行規則第26条第2号で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならないことについて、留意されたい。

2. 法第8条第3項において準用する法第7条第2項及び施行規則第27条の規定により、特定第一種水産動植物等取扱事業者が、スマートフォン等で伝達すべき事項を閲覧することができるウェブページの二次元コード等又は個体ごとの識別番号等が記載されたタグ等を、譲渡し若しくは引渡しをする特定第一種第二号水産動植物等に取り付け、若しくは貼り付け、又はその譲受け若しくは引受けに当たって他の特定第一種水産動植物等取扱事業者からタグ等による伝達を受けた特定第一種第二号水産動植物等について、当該タグ等を維持し、かつ、伝達すべき事項を知ることができる方法を相手方に伝達したときは、法第8条第1項の規定による伝達をしたものとみなすことができる。この場合において、当該特定第一種水産動植物等取扱事業者は、相手方に確実に情報を伝達するため、移送中等にタグ等が容易に脱落しない方法等により魚体に取り付け、又は貼り付ける必要があることに留意されたい。

第8 特定第一種第二号水産動植物等に関する取引記録の作成及び保存（法第9条関係）

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、法第8条第3項において準用する法第7条第2項の規定により伝達した場合の法第9条の規定による取引記録の作成・保存については、譲受け又は引受けと譲渡し又は引渡しとの相互の関係が明らかになるように行う必要がある。このため、特定第一種水産動植物等取扱事業者が、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者からタグ等により伝達を受けた特定第一種第二号水産動植物等について、スマートフォン等で伝達すべき事項を閲覧することができるウェブページの二次元コード等や個体ごとの

(新設)

識別番号等を新たに作成し、これを記載したタグ等により情報伝達を行う場合は、新たに作成した二次元コード等又は識別番号等に対応する、伝達を受けた二次元コード等又は識別番号等の記録を作成し、保存する必要があることに留意されたい。

第9 都道府県知事による勧告又は命令の実施に係る農林水産大臣への報告に係る様式（施行令第2条第5項関係）

都道府県知事は、施行令第2条第5項において、同条第1項本文の規定により同項第3号から第6号までに掲げる事務を行った場合には、その内容を農林水産大臣に対して報告することとされているところ、当該報告は、別記様式7によるものとする。

第10 都道府県知事による立入検査等の実施に係る農林水産大臣への報告に係る様式（施行令第2条第6項関係）

都道府県知事は、施行令第2条第6項において、同条第1項本文の規定により同項第8号又は第9号に掲げる事務（同項第3号から第6号までに掲げる事務に係るものを除く。）を行った場合には、その結果を農林水産大臣に対して報告することとされているところ、当該報告は、別記様式8によるものとする。

第11 農林水産大臣による立入検査等の実施に係る都道府県知事への報告に係る様式（施行令第2条第7項関係）

農林水産大臣は、施行令第2条第7項により、地域特定第一種水産動植物等取扱事業者若しくは地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対して、法第32条第1項の規定により立

第6 都道府県知事による勧告又は命令の実施に係る農林水産大臣への報告に係る様式（施行令第5項関係）

都道府県知事は、施行令第5項において、施行令第1項本文の規定により同項第3号から第5号までに掲げる事務を行った場合には、その内容を農林水産大臣に対して報告することとされているところ、当該報告は、別記様式7によるものとする。

第7 都道府県知事による立入検査等の実施に係る農林水産大臣への報告に係る様式（施行令第6項）

都道府県知事は、施行令第6項において、施行令第1項本文の規定により同項第7号又は第8号に掲げる事務を行った場合には、その結果を農林水産大臣に対して報告することとされているところ、当該報告は、別記様式8によるものとする。

第8 農林水産大臣による立入検査等の実施に係る都道府県知事への報告に係る様式（施行令第7項）

農林水産大臣は、施行令第7項により、地域特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に対して、法第12条第1項の規定により立入検査等を行った結果、当該地域特定第一種水産動植物等取扱事

入検査等を行った結果、当該地域特定第一種水産動植物等取扱事業者又は地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者が法第4条から第9条までの規定を遵守しておらず、又は正当な理由がなくて法第10条第1項から第3項までの規定による勧告に係る措置（施行令第2条第1項本文の規定により同項第3号、第4号又は第6号に定める都道府県知事がした勧告に係るものに限る。）をとっていないと認めるときは、その旨を当該都道府県知事に対して通知することとされているところ、当該通知は、別記様式9によるものとする。

第12 特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出（法第11条関係）

1. 特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出（法第11条第1項）又は変更（廃止を含む。）（法第11条第2項）の届出に係る様式は、それぞれ、別記様式10又は様式11のとおりとする。

（削る）

業者が法第4条から第6条までの規定を遵守しておらず、又は正当な理由がなくて法第7条第1項若しくは第2項の規定による勧告に係る措置（施行令第1項本文の規定により同項第3号又は第4号に定める都道府県知事がした勧告に係るものに限る。）をとっていないと認めるときは、その旨を当該都道府県知事に対して通知することとされているところ、当該通知は、別記様式9によるものとする。

第9 特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出（法第8条関係）

1. 特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出（法第8条第1項）又は変更（廃止を含む。）（法第8条第2項）の届出に係る様式は、それぞれ、別記様式10又は様式11のとおりとする。

2. 法第8条第1項の特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出については、届出を受理する農林水産大臣又は都道府県知事において、当該届出の受理に係る事務に円滑に対応する観点から、当該届出に係る書面の提出又は電子手続を施行日の前から行うことができることとする。

具体的には、特定第一種水産動植物等取扱事業者であつて、施行日以後において、特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行おうとするものは、施行日の6月前の日から施行日の前日までの間においても、農林水産大臣又は都道府県知事に対し届出に係る書面の提出又は電子手続を行うことができることとする。

なお、この場合において、当該届出に係る書面又は電子手

2. 農林水産大臣又は都道府県知事は、法第11条第1項の規定により、特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出があった場合において、当該届出内容及び提出書類に不備がないとしてこれを受理した場合は、当該届出をした者に対して当該届出に係る7桁の番号を通知するものとする。

第13条 適法漁獲等証明書の交付申請に係る様式（法第13条関係）

適法漁獲等証明書の交付の申請（法第13条第2項）に係る様式は、別記様式12によるものとする。

また、適法漁獲等証明書の再交付の申請（法第13条第4項）に係る様式は、別紙様式13によるものとする。

第14条 立入検査の実施に際しての身分証明書に係る様式（法第32条関係）

施行令第2条第1項第9号の規定により、法の施行に関し必要な場合に、都道府県知事が法の施行に必要な限度において立入検査を行うことができることとしている。

立入検査時の職員の身分を示す証明書（以下「身分証明書」という。）の様式については、「農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の施行について（通知）」（令和3年10月22日付け3文第83号農林水産省大臣官

続は、施行日に受理したものと取り扱うこととする。

また、当該届出に係る書面の提出又は電子手続により、当該届出に係る7桁の番号を通知することとし、当該番号については、次項により通知される番号として扱い、施行日に通知されたものと取り扱うこととする。

3. 農林水産大臣又は都道府県知事は、法第8条第1項の規定により、特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出があった場合において、当該届出内容及び提出書類に不備がないとしてこれを受理した場合は、当該届出をした者に対して当該届出に係る7桁の番号を通知するものとする。

第10条 適法漁獲等証明書の交付申請に係る様式（法第10条関係）

適法漁獲等証明書の交付の申請（法第10条第2項）に係る様式は、別記様式12によるものとする。

また、適法漁獲等証明書の再交付の申請（法第10条第4項）に係る様式は、別紙様式13によるものとする。

第11条 立入検査の実施に際しての身分証明書に係る様式（法第12条関係）

施行令第1項第8号の規定により、法の施行に関し必要な場合に、都道府県知事が法の施行に必要な限度において立入検査を行うことができることとしている。

立入検査時の職員の身分を示す証明書（以下「身分証明書」という。）の様式については、「農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の施行について（通知）」（令和3年10月22日付け3文第83号農林水産省大臣官

房文書課長通知) 2 (2) のとおり、省令等において定めのないものについて身分証明書の統合様式(農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年農林水産省令第62号)等に定める様式をいう。以下同じ。)を用いることが可能とされている。施行規則においては、都道府県知事が法第32条第1項の規定により立入検査を実施する際の身分証明書の様式を規定していないため、都道府県知事が立入検査を行う際には、統合様式を用いて身分証明書を作成することが可能である。

別記様式1 (法第3条第1項関係)

年 月 日

農林水産大臣又は都道府県知事 宛て

特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者の届出書

届出者の氏名又は名称  
住所  
(法人の場合) 代表者の氏名  
(代理人による場合)  
代理人の氏名  
代理人の住所

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

房文書課長通知) 2 (2) のとおり、省令等において定めのないものについて身分証明書の統合様式(農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年農林水産省令第62号)等に定める様式をいう。以下同じ。)を用いることが可能とされている。施行規則においては、都道府県知事が法第12条第1項の規定により立入検査を実施する際の身分証明書の様式を規定していないため、都道府県知事が立入検査を行う際には、統合様式を用いて身分証明書を作成することが可能である。

別記様式1 (法第3条第1項関係)

年 月 日

農林水産大臣又は都道府県知事 宛て

特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の届出書

届出者の氏名又は名称  
住所  
(法人の場合) 代表者の氏名  
(代理人による場合)  
代理人の氏名  
代理人の住所

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

(略)	(略)
<u>特定第一種第一号水産動植物等</u> の譲渡しの事業に係る事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地	
採捕の事業の対象とする <u>特定第一種第一号水産動植物</u> の種類	
漁業法その他の関係法令の規定による <u>特定第一種第一号水産動植物</u> を採捕する権限の内容	
譲渡しの事業の対象とする <u>特定第一種第一号水産動植物等</u> の種類	
(略)	(略)

別記様式 2 (法第 3 条第 3 項関係)

年 月 日

(略)	(略)
<u>特定第一種水産動植物等</u> の譲渡しの事業に係る事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地	
採捕の事業の対象とする <u>特定第一種水産動植物</u> の種類	
漁業法その他の関係法令の規定による <u>特定第一種水産動植物</u> を採捕する権限の内容	
譲渡しの事業の対象とする <u>特定第一種水産動植物等</u> の種類	
(略)	(略)

別記様式 2 (法第 3 条第 3 項関係)

年 月 日

農林水産大臣又は都道府県知事 宛て

特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者の変更・廃止届出書

届出者の氏名又は名称  
住所  
(法人の場合) 代表者の氏名  
(代理人による場合)  
代理人の氏名  
代理人の住所

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第3条第3項の規定に基づき、次のとおり変更(又は廃止)を届け出ます。

(略)	(略)
<u>特定第一種第一号水産動植物</u> の採捕の事業を行う者の届出をした年月日及び届出先	
(略)	(略)

別記様式3 (施行令第2条第3項関係)

年 月 日

農林水産大臣又は都道府県知事 宛て

特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の変更・廃止届出書

届出者の氏名又は名称  
住所  
(法人の場合) 代表者の氏名  
(代理人による場合)  
代理人の氏名  
代理人の住所

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第3条第3項の規定に基づき、次のとおり変更(又は廃止)を届け出ます。

(略)	(略)
<u>特定第一種水産動植物</u> の採捕の事業を行う者の届出をした年月日及び届出先	
(略)	(略)

別記様式3 (施行令第3項関係)

年 月 日

農林水産大臣又は都道府県知事 宛て

都道府県知事 名

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令第2条第3項の規定に基づく農林水産大臣等への報告（新規）

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第2条第1項第1号の規定により、主たる事務所等が当該都道府県以外の区域内にある地域届出採捕者からの特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第3条第1項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第2項の規定による通知に関する事務を行ったので、施行令第2条第3項の規定に基づき、次のとおり届出に係る内容を報告します。

(略)	(略)
<u>特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しの事業に係る事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地</u>	
採捕の事業の対象とする <u>特定</u>	

農林水産大臣又は都道府県知事 宛て

都道府県知事 名

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令第3項の規定に基づく農林水産大臣等への報告（新規）

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（以下「施行令」という。）第1項第1号の規定により、主たる事務所等が当該都道府県以外の区域内にある地域届出採捕者からの特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第3条第1項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第2項の規定による通知に関する事務を行ったので、施行令第3項の規定に基づき、次のとおり届出に係る内容を報告します。

(略)	(略)
<u>特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業に係る事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地</u>	
採捕の事業の対象とする <u>特定</u>	

<u>第一種第一号水産動植物の種類</u>	
漁業法その他の関係法令の規定による <u>特定第一種第一号水産動植物</u> を採捕する権限の内容	
譲渡しの事業の対象とする <u>特定第一種第一号水産動植物等</u> の種類	
(略)	(略)

別記様式4（施行令第2条第3項関係）

年 月 日

農林水産大臣又は都道府県知事 宛て

都道府県知事 名

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令第2条第3項の規定に基づく農林水産大臣等への報告（変更・廃止）

<u>第一種水産動植物の種類</u>	
漁業法その他の関係法令の規定による <u>特定第一種水産動植物</u> を採捕する権限の内容	
譲渡しの事業の対象とする <u>特定第一種水産動植物等</u> の種類	
(略)	(略)

別記様式4（施行令第3項関係）

年 月 日

農林水産大臣又は都道府県知事 宛て

都道府県知事 名

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令第3項の規定に基づく農林水産大臣等への報告（変更・廃止）

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第2条第1項第2号の規定により、主たる事務所等が当都道府県以外の区域内にある地域届出採捕者からの特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第3条第3項の規定による（変更・廃止）の届出の受理に関する事務を行ったので、施行令第2条第3項の規定に基づき、次のとおり届出の変更又は廃止に係る内容を報告します。

(略)	(略)
<u>特定第一種第一号水産動植物</u> の採捕の事業を行う者の届出をした年月日及び届出先	
(略)	(略)

別記様式5（施行令第2条第4項関係）

年 月 日

都道府県知事 宛て

農林水産大臣

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令第2条第4項の規定に基づく都道府県知事への通知（新規）

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（以下「施行令」という。）第1項第2号の規定により、主たる事務所等が当都道府県以外の区域内にある地域届出採捕者からの特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第3条第3項の規定による（変更・廃止）の届出の受理に関する事務を行ったので、施行令第3項の規定に基づき、次のとおり届出の変更又は廃止に係る内容を報告します。

(略)	(略)
<u>特定第一種水産動植物</u> の採捕の事業を行う者の届出をした年月日及び届出先	
(略)	(略)

別記様式5（施行令第4項関係）

年 月 日

都道府県知事 宛て

農林水産大臣

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令第4項

主たる事務所等が貴都道府県の区域内のみにある届出採捕者からの特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第3条第1項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第2項の規定による通知を行ったので、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令第2条第4項の規定に基づき、次のとおり届出の内容を通知します。

(略)	(略)
<u>特定第一種第一号水産動植物等</u> の譲渡しの事業に係る事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地	
採捕の事業の対象とする <u>特定第一種第一号水産動植物</u> の種類	
漁業法その他の関係法令の規定による <u>特定第一種第一号水産動植物</u> を採捕する権限の内容	

の規定に基づく都道府県知事への通知（新規）

主たる事務所等が貴都道府県の区域内のみにある届出採捕者からの特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第3条第1項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第2項の規定による通知を行ったので、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令第4項の規定に基づき、次のとおり届出の内容を通知します。

(略)	(略)
<u>特定第一種水産動植物等</u> の譲渡しの事業に係る事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地	
採捕の事業の対象とする <u>特定第一種水産動植物</u> の種類	
漁業法その他の関係法令の規定による <u>特定第一種水産動植物</u> を採捕する権限の内容	

譲渡しの事業の対象とする <u>特定第一種第一号水産動植物等</u> の種類	
(略)	(略)

別記様式6（施行令第2条第4項関係）

年 月 日

都道府県知事 宛て

農林水産大臣

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令第2条第4項の規定に基づく都道府県知事への通知（変更・廃止）

主たる事務所等が貴都道府県の区域内のみにある届出採捕者からの特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第3条第3項の規定による（変更・廃止）の届出の受理を行ったので、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令第2条第4項の規定に基づき、次のとおり届出の変更又は廃止に係る内容を通知します。

譲渡しの事業の対象とする <u>特定第一種水産動植物等</u> の種類	
(略)	(略)

別記様式6（施行令第4項関係）

年 月 日

都道府県知事 宛て

農林水産大臣

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令第4項の規定に基づく都道府県知事への通知（変更・廃止）

主たる事務所等が貴都道府県の区域内のみにある届出採捕者からの特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第3条第3項の規定による（変更・廃止）の届出の受理を行ったので、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令第4項の規定に基づき、次のとおり届出の変更又は廃止に係る内容を通知します。

(略)	(略)
特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者の届出をした年月日及び届出先	
(略)	(略)

別記様式7（施行令第2条第5項関係）

年 月 日

農林水産大臣 宛て

都道府県知事 名

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令第2条第5項の規定に基づく農林水産大臣への報告

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第2条第1項第3号から第6号までの規定により、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第10条第1項から第4項までの規定に基づく勧告又は命令を行ったので、施行令第2条第5項の規定に基づき、次のとおり報告し

(略)	(略)
特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の届出をした年月日及び届出先	
(略)	(略)

別記様式7（施行令第5項関係）

年 月 日

農林水産大臣 宛て

都道府県知事 名

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令第5項の規定に基づく農林水産大臣への報告

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（以下「施行令」という。）第1項第3号から第5号までの規定により、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第7条第1項から第3項までの規定に基づく勧告又は命令を行ったので、施

ます。

- 法第10条第1項の勧告
- 法第10条第2項の勧告
- 法第10条第3項の勧告
- 法第10条第4項の命令

勧告又は命令をした届出採捕者、 <u>特定第一種水産動植物等取扱事業者又は特定第一種第二号水産動植物採捕事業者</u> の氏名又は名称及び住所	
---	--

(略)

(略)

別記様式8（施行令第2条第6項関係）

年 月 日

農林水産大臣 宛て

都道府県知事 名

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令第2条第6項の規定に基づく農林水産大臣への報告

行令第5項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 法第7条第1項の勧告
- 法第7条第2項の勧告
  
- 法第7条第3項の命令

勧告又は命令をした届出採捕者又は <u>特定第一種水産動植物等取扱事業者</u> の氏名又は名称及び住所	
--	--

(略)

(略)

別記様式8（施行令第6項関係）

年 月 日

農林水産大臣 宛て

都道府県知事 名

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令第6項の規定に基づく農林水産大臣への報告

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令  
(以下「施行令」という。) 第2条第1項第8号又は第9号の規定により、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第32条第1項の規定に基づく立入検査等を行ったので、施行令第2条第6項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 (施行令第2条第1項第8号)
- 特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に対する立入検査 (施行令第2条第1項第9号)

(略)	(略)
-----	-----

別記様式9 (施行令第2条第7項関係)

年 月 日

都道府県知事 宛て

農林水産大臣

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令第2条第7項の規定に基づく都道府県知事に対する通知

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令 (以下「施行令」という。) 第1項第7号又は第8号の規定により、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第12条第1項の規定に基づく立入検査等を行ったので、施行令第6項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 (施行令第1項第7号)
- 特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に対する立入検査 (施行令第1項第8号)

(略)	(略)
-----	-----

別記様式9 (施行令第7項関係)

年 月 日

都道府県知事 宛て

農林水産大臣

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令第7項の規定に基づく都道府県知事に対する通知

地域特定第一種水産動植物等取扱事業者若しくは地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対して、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づく立入検査等を行った結果、当該地域特定第一種水産動植物等取扱事業者又は地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者が情報の伝達や取引記録の作成・保存に係る規定を遵守しておらず、又は正当な理由がなくて都道府県知事の勧告に係る措置をとっていないと認めたので、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令第2条第7項の規定に基づき、次のとおり通知します。

- 法第4条の規定（届出採捕者による情報の伝達）違反
- 法第5条の規定（特定第一種水産動植物等取扱事業者間における特定第一種第一号水産動植物等に関する情報の伝達）違反
- 法第6条の規定（特定第一種第一号水産動植物等に関する取引の記録の作成及び保存）違反
- 法第7条の規定（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者による情報の伝達）違反
- 法第8条の規定（特定第一種水産動植物等取扱事業者間における特定第一種第二号水産動植物等に関する情報の伝達）違反
- 法第9条の規定（特定第一種第二号水産動植物等に関する取引の記録の作成及び保存）違反
- 法10条第1項から第3項までの規定による勧告に係る措置をとっていない

報告の徴収若しくは物件の提

地域特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に対して、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく立入検査等を行った結果、当該地域特定第一種水産動植物等取扱事業者が情報の伝達や取引記録の作成・保存に係る規定を遵守しておらず、又は正当な理由がなくて都道府県知事の勧告に係る措置をとっていないと認めたので、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令第7項の規定に基づき、次のとおり通知します。

- 法第4条の規定（届出採捕者による情報の伝達）違反
- 法第5条の規定（特定第一種水産動植物等取扱事業者間における情報の伝達）違反
- 法第6条の規定（取引の記録の作成及び保存）違反
- 法7条第1項又は第2項の規定による勧告に係る措置をとっていない

出の要求又は立入検査（以下「立入検査等」という。）を行った地域特定第一種水産動植物等取扱事業者若しくは地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者の氏名又は名称及び住所

(略)

(略)

報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査（以下「立入検査等」という。）を行った地域特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者の氏名又は名称及び住所

(略)

(略)

別記様式 10（法第 11 条第 1 項関係）

年 月 日

農林水産大臣又は都道府県知事 宛て

特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出書

届出者の氏名又は名称  
住所  
（法人の場合）代表者の氏名  
（代理人による場合）  
代理人の氏名  
代理人の住所

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 11 条第 1 項に基づき、次のとおり届け出ます。

別記様式 10（法第 8 条第 1 項関係）

年 月 日

農林水産大臣又は都道府県知事 宛て

特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出書

届出者の氏名又は名称  
住所  
（法人の場合）代表者の氏名  
（代理人による場合）  
代理人の氏名  
代理人の住所

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 8 条第 1 項に基づき、次のとおり届け出ます。

(略)	(略)
(削る)	(削る)
(略)	(略)

本書面を施行日前に提出する場合に、施行日に受理されること、また、施行日前に事務的に通知される番号については、施行日以降に通知されたものとして取り扱われることを承諾します。

届出者の氏名又は名称

別記様式 11 (法第 11 条第 2 項関係)

年 月 日

農林水産大臣又は都道府県知事 宛て

特定第一種水産動植物等取扱事業者の変更・廃止届出書

届出者の氏名又は名称

住所

(法人の場合) 代表者の氏名

(代理人による場合)

(略)	(略)
<u>取り扱う特定第一種水産動植物等の種類</u>	
(略)	(略)

本書面を施行日前に提出する場合に、施行日に受理されること、また、施行日前に事務的に通知される番号については、施行日以降に通知されたものとして取り扱われることを承諾します。

届出者の氏名又は名称

別記様式 11 (法第 8 条第 2 項関係)

年 月 日

農林水産大臣又は都道府県知事 宛て

特定第一種水産動植物等取扱事業者の変更・廃止届出書

届出者の氏名又は名称

住所

(法人の場合) 代表者の氏名

(代理人による場合)

代理人の氏名  
代理人の住所

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第11条第2項に基づき、次のとおり変更（又は廃止）届け出ます。

(略)	(略)
-----	-----

別記様式 12（法第13条第2項関係）

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称  
住所  
（法人の場合）代表者の氏名

適法漁獲等証明書交付申請書

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第13条第2項に基づき、適法漁獲等証明書の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

輸出をしようとする <u>特定第一種第一号水産動植物等</u> は、 <input type="checkbox"/> 漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではないこと <input type="checkbox"/> 輸入水産動植物等 <input type="checkbox"/> 養殖水産動植物等 に該当します。
---

代理人の氏名  
代理人の住所

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第8条第2項に基づき、次のとおり変更（又は廃止）届け出ます。

(略)	(略)
-----	-----

別記様式 12（法第10条第2項関係）

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称  
住所  
（法人の場合）代表者の氏名

適法漁獲等証明書交付申請書

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第10条第2項に基づき、適法漁獲等証明書の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

輸出をしようとする <u>特定第一種水産動植物等</u> は、 <input type="checkbox"/> 漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではないこと <input type="checkbox"/> 輸入水産動植物等 <input type="checkbox"/> 養殖水産動植物等 に該当します。
--

輸出をしようとする特定第一種第二号水産動植物等は、  
 法第7条第1項又は第8条第1項の規定により伝達すべき事項を特定することができること  
 輸入水産動植物等  
 養殖水産動植物等  
に該当します。

(略)	(略)
-----	-----

別記様式 13 (法第13条第4項関係)

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称  
住所  
(法人の場合) 代表者の氏名

適法漁獲等証明書交付申請書 (再交付)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第13条第4項に基づき、以下の適法漁獲等証明書の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

輸出をしようとする特定第一種第一号水産動植物等は、  
 漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではな

(略)	(略)
-----	-----

別記様式 13 (法第10条第4項関係)

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称  
住所  
(法人の場合) 代表者の氏名

適法漁獲等証明書交付申請書 (再交付)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第10条第4項に基づき、以下の適法漁獲等証明書の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

輸出をしようとする特定第一種水産動植物等は、  
 漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではな

いこと  
 輸入水産動植物等  
 養殖水産動植物等  
 に該当します。

輸出をしようとする特定第一種第二号水産動植物等は、  
 法第7条第1項又は第8条第1項の規定により伝達すべき  
事項を特定することができること  
 輸入水産動植物等  
 養殖水産動植物等  
 に該当します。

(略)	(略)
-----	-----

いこと  
 輸入水産動植物等  
 養殖水産動植物等  
 に該当します。

(略)	(略)
-----	-----

附 則

- この通知は、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和8年4月1日）から施行する。
- 改正法附則第5条第2項の規定による届出は、この通知による改正後の第12の1の規定の例により行うものとする。
- 農林水産大臣又は都道府県知事は、改正法附則第5条第2項の規定による届出があり、当該届出内容及び提出書類に不備がないとしてこれを受理した場合は、この通知による改正後の第12の2の例により、当該届出をした者に対して番号を通知するものとする。この場合において、その届出をした者は、施行日において、改正後の第12の2の規定により通知を受けたものとみなす。
- この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。また、この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。